

令和4年7月11日

会員互助会 会員各位

佐倉市シルバー人材センター  
会員互助会  
会長 岡本恒雄

平素、互助会会員の皆さまには格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、定期便でお知らせいたしました「令和4年度会員互助会総会議案書」に

対するご意見・ご質問につきまして、別紙のとおり回答させていただきます。

今後とも、ご指導・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会 員 1	
質問事項	<p>前回(令和3年度の質問に対する)令和3年7月9日付け回答についての疑義</p> <p>・前回の質問</p> <p>令和2年度収支決算の中で、前回総会で承認された令和2年度の予算(支出)は、各科目ごとにその予算額以下で支払いを許容、超過しての支払いは許容されない。公益社団法人(当センター)の「収支予算補正」を参考に対応との意見。</p> <p>(慶弔費 予算額 580,000 円 決算額 590,280 円 差額▲10,280 円)</p> <p>前回の回答</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員互助会は、平成24年4月に当センターが一般社団法人から公益社団法人に移行した際、センターから分離した別組織となりました。</li> <li>2. その分離された別組織の運営については、公益社団法人とは違って、法律などで決められたルールはなく、それにより、当互助会の予算会計での収支予算補正の規定もありません。</li> <li>3. 今後とも、予算額と決算額に差額が生じた場合には、差額が生じた理由等をご説明させていただき、また、その状況を反映させた次年度予算の策定を行ってまいります。</li> </ol> <p>今回の質問</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会計士/税理士/弁護士等の専門家の意見を聞きましたか(上部団体含め)</li> <li>2. 法律には、成文法と慣習法(文章となっていない)があります 慣習法は世の中の慣習です。最高裁の判例の多くはそれです。欧米も</li> <li>3. 総会で議案書を決議することは、その範囲内で経営を委任されることです</li> </ol> <p style="text-align: right;">波線箇所は原文を補正</p>
回 答	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員互助会は、現在センター本体とは別組織の団体となっており、センター本体の上部団体の管轄対象外となっていること、何卒ご理解ください。</li> <li>2. 昨年も申しあげました通り、会員互助会は任意団体に分類され、その運営については法律などで決められたルールはなく、予算会計での収支予算補正の規定もありません。</li> <li>3. 一方、予算額と決算額に差額が生じた場合は、その発生理由等をご説明させていただき、総会で審議のうえご承認をいただいております。</li> </ol> <p>何卒ご理解・ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。</p>

会 員 2	
質問事項	<p>①互助会は自由参加とする</p> <p>②シルバー会員であった人(退職した人)も互助会のみ継続加入出来る</p>
回 答	<p>会員互助会は、シルバー人材センターの理念「自主・自立・共同・共助」に基づき、センターの会員による会員のための、親睦・相互扶助・福利厚生を図ることを目的とした親睦会です。仕事のつきあいのみでなく、余暇の利用や会員同士の交流を広げ、センター発展に寄与することを目的としています。</p> <p>会員互助会は、元々センターの内部組織でしたが、センターが一般法人から公益法人に移行した際、<u>センター会員の福利厚生をセンター会計の中で行うことができなくなったため、これを維持継続するため、センターから分離した組織として生まれた経緯があります。</u>この設立主旨にもとづき、「<u>会員互助会会則</u>」第 4 条(会員)において、  「<u>互助会の会員は、センターの正会員、特別会員及び事務局職員とする。</u>」  となっております。  何卒ご了解くださいますよう、お願い申し上げます。</p>

会 員 3	
質問事項	<p>委任状等の添付がないが、それで総会が成立するのでしょうか。議決が成立するのでしょうか。</p>
回 答	<p>会員互助会は公益法人であるセンターとは別の組織となっており、センター定款にある書面議決の方法をとっておりません。</p> <p>互助会総会の開催および議決に関しては、「<u>会員互助会会則</u>」第 9 条において、  「<u>互助会の会議は、総会及び幹事会とし、その議事は出席人数の過半数をもって決する。</u>」  となっております。  何卒ご了解くださいますよう、お願い申し上げます。</p>